

シニアマンション造賀

(介護予防) 特定施設入居者生活介護 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(広島県 第 3472502560 号)

1 事業者

法人名	社会福祉法人 広島福祉会
法人住所地	〒739-2101 広島県東広島市高屋町造賀708番地
電話番号	082-436-0009
代表者名	理事長 氏家 有希
設立年月日	昭和49年3月26日

2 事業所の概要

事業所の種類	特定施設入居者生活介護事業所 介護予防特定施設入居者生活介護事業所
事業所の目的	要支援・要介護状態にある方に対し、適正な（介護予防）特定施設入居者生活介護を提供することにより、要支援・要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。また、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
事業所の名称	シニアマンション造賀
事業所の住所	広島県東広島市高屋町造賀734番地1
電話番号	082-430-2005
管理者氏名	平川 通治
開設年月日	平成26年4月1日
利用定員	30名

3 事業所の従業者体制

職 種	職務の内容	職員数
管理者	業務の一元的な管理	1 名
生活相談員	生活相談及び指導	2 名
看護職員	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理	1 名
機能訓練指導員	身体機能の向上・健康維持の為の指導	1 名
介護職員	介護業務	9 名以上
計画作成担当者	(介護予防) 特定施設サービス計画の作成など	1 名

※生活相談員(1名) は計画作成担当者と兼務しています。

※生活相談員(1名) は介護職員と兼務しています。

<主な職員の勤務体制>

職種	勤務体制
生活相談員 計画作成担当者	標準的な時間帯における最低標準配置人員 日中 8:30～17:30
介護職員	標準的な時間帯における最低標準配置人員 早朝 6:30～9:30 3名 日中 8:30～17:30 5名 日中 17:30～19:30 3名 夜間 20:00～6:30 1名
看護師 機能訓練指導員	標準的な時間定における指定配置人員 日中 8:30～17:30

★土日は上記と異なる場合があります。

4 施設の概要

○ 入居定員 30名

居室の概要	室数	備考
居室（各室個室）	30室	20.42 m ² 201～203 、 301～303 20.38 m ² 205～208、210～213、215～218 305～308、310～313、315～318
共同生活室	2室	2・3階（各 47.40 m ² ）
浴室	5室	1階 特殊浴槽(40.32 m ²) 2階・3階 一般浴槽（各 10.14 m ² ） 2階・3階 可動式浴槽（各 12.11 m ² ）
機能訓練室	2室	各階ごと（共同生活室を兼ねる）

5 サービスの内容

（1）基本サービス

① 入浴

週に2回入浴していただけます。ただし、利用者の体調などにより、回数減又は清拭となる場合があります。寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することが出来ます。

② 排泄

排泄の自立を促す為、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③ 機能訓練

日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。

④ 生活相談

生活相談員をはじめ従業者が、日常生活に関すること等の相談に応じます。

⑤ 健康管理

利用者の医療機関の受診は、基本的にご家族に対応いただきます。ただし、ご利用開始後必要に応じ、健康状態を把握するため、協力医療機関等に受診していただく場合がございます。

⑥ その他自立への支援

- ・寝たきり防止の為出来る限り離床に配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
- ・レクリエーション 年間を通じて事業所内外の交流会等の行事を行います。

6 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該（介護予防）特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定し、ご契約者様の負担割合（1割又は2割又は3割）に応じた負担額となります。

（1）基本料金及び加算（日額）

1単位 = 10.14円

要介護度	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	183単位	1,855円	186円	372円	558円
要支援2	313単位	3,173円	317円	634円	951円
要介護1	542単位	5,495円	550円	1,100円	1,650円
要介護2	609単位	6,175円	618円	1,236円	1,854円
要介護3	679単位	6,885円	689円	1,378円	2,067円
要介護4	744単位	7,544円	754円	1,508円	2,262円
要介護5	813単位	8,243円	824円	1,648円	2,472円

上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

○サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位 / 日

○介護職員等処遇改善加算 総単位数 × 12.2%

○生産性向上推進体制加算Ⅱ 10単位/月

（2）（1）以外サービスの料金

＜サービスの概要と利用料金＞

- ① 滞在に係る費用 家賃 41,100円
共益費 16,500円
生活サービス費 16,500円

②食事の提供に要する時間と費用

朝食 7:45 ～ 8:45

昼食 12:30～ 13:30

夕食 18:30～ 19:30

朝 440円 昼 550円 夕 550円 日額 1540円

食事提供2日前の15時までにキャンセルの申し出があった場合は、食費の請求はしないものとします。

また、ご契約者様のご希望に基づいて特別な食事を提供することができます。

ただし、特別な食事に係る費用は実費とります。

③個別的な外出介助 1300円 / 30分

（契約者の特別な希望により、個別的行われる買物・協力医療機関等以外の通院・入退院の際の介助）

④個別的な買物の代行	5 5 0 円	/	15 分
⑤標準的な回数を超えた入浴を行った場合の介助	6 0 0 円	/	1 5 分
⑥貴重品の管理	1 5 3 0 円	/	月
⑦ 霊安室使用料	2 0 0 0 円	/	1 日
⑧ 自家用車の駐車場	3 3 0 0 円	/	月
⑨ 洗濯機使用料	1 6 5 0 円	/	月

各フロアーに洗濯機を設置しています。使用方法を守り自由に使用してください。
洗剤などは各ご契約者様で準備してください。

⑩ 洗濯代行	2 7 5 0 円	/	月
--------	-----------	---	---

この場合には、洗剤等の準備は必要ありません。

⑪ リネンの利用料	9 0 円	/	日
-----------	-------	---	---

⑫消耗品費

ご契約者様の居室のトイレットペーパー・電球等は実費負担となります。

⑬おむつ代

ご契約者様の実費になります。

⑭レクリエーションに係る費用

ご契約者様の実費になります。

(3) 利用料のお支払いの方法

料金・費用は、一か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(一か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア	窓口での現金払い
イ	下記指定口座への振り込み
	ひろしま農業協同組合 高屋支店 普通預金 0 0 8 4 8 8 4
	名義人 シニアマンション造賀 管理者 平川 通治
ウ	口座振り替え
	広島中央農業協同組合の口座に限る

7 サービス利用に当たっての留意事項

- ① 利用者またはその家族は体調の変化があった際は事業所の従業員にご一報ください。
- ② 利用者は事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけて下さい。
- ③ 事業所内での金銭及び食べ物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- ④ 従業者に対する贈り物や飲食のもてなしは、お受けできません。
- ⑤ 金銭・貴重品の管理は、各自で管理すること。事業所は責任を負いません。

8 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急事態に備え、必要な設備を整えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、年2回利用者及び従業者等の訓練を行います。

9 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

10 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行う等、必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

11 守秘義務に関する対策

事業者及び従業員は、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

12 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し従業者教育を行います。

13 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族への十分な説明をし、書面にて同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急をやむを得ない理由について記録します。

14 禁止事項

当事業所では多くの方に安心して生活を送っていただくために、利用者の「営利行為・宗教の勧誘・特定の政治活動」は禁止します。

1 5 個人情報使用について

利用者への介護サービス提供に必要な利用目的

当事業所が利用者等に提供する介護・医療サービス

介護保険関連事務

介護サービスの利用に係る当事業所の管理運営業務

(入退居の管理・会計・経理・事故等の報告・当該利用者の介護・医療サービスの質の向上)

他の事業者等への情報提供を伴う利用目的

他事業所等の連携・照会への回答

利用者の診察等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合

検体検査業務の委託、その他の委託業務

家族等への心身の状況説明

上記以外の利用目的

医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

当事業所において行われるボランティア活動及び学生の実習への協力

当事業所において行われる事例研究・発表

当事業所の新聞・写真・掲示物

当事業所の居室における氏名の掲示

外部監査機関への情報提供

1 6 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

苦情は、直接電話や書面などにより苦情受付担当者が受け付けます。第三者委員会に直接申し出ることもできます。また、施設内に苦情受け付け箱を設置しております。専用の記入用紙にご記入の上、投函して頂いても結構です。

○苦情受付電話番号

○苦情受付時間 月曜日～金曜日 8：30～17：30

○苦情解決責任者 平川 通治 【職 名】管理者

○苦情受付担当者 藤賀 理恵 【職 名】相談員

○第三者委員 竹田 元就 高橋 良一

(2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が、受付した苦情内容を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告致します。第三者委員は、内容確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

(3) 苦情の為の話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることが出来ます。尚、第三者委員の立会いによる話し合いは、次の通り行います。

- ① 第三者委員による苦情内容の確認
- ② 第三者委員による解決案の調整、助言
- ③ 話し合いの結果や改善事項等の確認

(4) 行政機関その他苦情受付機関

以下の機関も苦情の受付を行います。

東広島市役所 介護保険課	所在地 東広島市西条栄町 8 番 2 9 号 電話番号 082-420-0937
国民健康保険年団体連合会 介護保険課	所在地 広島市中区東白島町 1 9 番地 4 9 号 国保会館 電話番号 082-554-0783 (直通)

1.7 協力医療機関等

事業所は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、両者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・ 協力医療機関

名 称 造賀信原医院
住 所 東広島市高屋町造賀 737-2

・ 協力医療機関

名 所 八本松病院
住 所 東広島市八本松東三丁目 9 番 30 号

・ 協力歯科医療機関

名 称 八本松歯科
住 所 東広島市八本松東三丁目 9 番 30 号

◇ 緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「賃貸借契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

1 8 損害賠償について

当施設において、事業所の責任により利用者に生じた損害につきましては、事業所は速やかにその損害を賠償いたします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して、相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

(介護予防) 特定施設入居者生活介護の開始に際し、本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

所在地 広島県東広島市高屋町造賀 7 3 4 番地 1
事業所名 シニアマンション造賀
指定番号 3 4 7 2 5 0 2 5 6 0

私は、本書面に基づいて、事業者から重要事項の説明を受け、（介護予防）特定施設入居者生活介護の提供開始に同意しました。

氏 名 印

氏 名 印（続柄）